入　札　説　明　書

「第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　一般競争入札に付する事項

（１）件　　名　　第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託

（２）仕 様 等　　入札説明書及び仕様書による

（３）委託期間　　150 日間

（４）委託場所　　北上市相去町谷木ほか地内

２　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒024-0102

岩手県北上市北工業団地 5-8

岩手県企業局県南施設管理所総務課

電話 0197-66-3233（直通）　FAX 0197-66-3397

３　入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないものであること。

（２）入札の日において、令和４・５・６年度岩手県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に清掃（貯水槽）で登録されている者のうち、県南広域振興局（本局、花巻地区、北上地区）の区域に本店を有する者であること。

（３）入札の日において、岩手県から産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を受けている者であること。

（４）岩手県県税条例（令和３年岩手県条例第 58 号）第４条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

（６）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（７）入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

（８）岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から１月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

４　入札参加者に求められる事項

（１）　入札参加者は資格審査に必要な書類として、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に次の関係書類を添付のうえ、令和４年５月 24 日（火）午後５時までに２の場所に１部提出しなけ

ればならない。なお、アの関係書類の様式は任意とする。

ア　事業所に係る調書

事業所の所在地、電話、ＦＡＸ、設備・施設の概要（パンフレット類でも可）、組織体制を記載すること。

イ　業務が履行できることを証明する書類（別紙１）

国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等

従業員の労働福祉の状況等

（２）申請書及び関係資料を提出した者は、入札日の前日までの日において、岩手県企業局県南施設管理所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）申請書及び関係資料は岩手県企業局県南施設管理所において審査するものとし、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和４年５月26日（木）までにＦＡＸにより通知する。

５　質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。ＦＡＸによる提出可）により令和４年５月24日（火）午後５時までに、２に示す照会先に提出すること。

また、回答は、入札参加者に対し令和４年５月30日（月）午後5時までにＦＡＸにより送信する。

６　入札の方法等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（２）入札書は、直接７の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

（３）入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

また、一度提出した入札書は、書換え又は撤回することができない。

（４）代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

７　入札及び開札の日時及び場所

令和４年６月１日（水）午後１時30分　岩手県企業局県南施設管理所会議室

８　入札書に関する事項

入札書は、岩手県が示す別添様式例により次のことを表示し、押印すること。

（１）入札年月日

（２）入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

（３）あて名は、岩手県企業局県南施設管理所長　とすること。

（４）入札金額

（５）件名

９　入札保証金

免除

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

（１）競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

（２）入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
（３）指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書
（４）記名押印のない入札書
（５）入札金額を訂正した入札書
（６）誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
（７）入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
（８）同一入札参加者又は代理人が２つ以上提出した入札書
（９）委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
(10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

11　落札者の決定方法
（１）本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、企業局契約規程（平成６年企業局管理規程第 14 号）第 10 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
（２）落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
（３）（２）の同価の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12　開札に立ち会う者に関する事項
開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人がいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13　再度入札に関する事項
初度の入札において落札者がいない場合は、２回を限度とし、直ちに再度入札を行うものとする。

14　契約に関する事項
（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（２）落札者は、契約保証金として契約額の 10 分の１以上の額を契約締結前に納付しなければならない。
ただし、次の場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
ア　落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合
イ　落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結した場合
（３）契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
（４）契約条項は別添契約書案のとおりとする。

15　その他
（１）入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものであること。

委 託 契 約 書（案）

印
紙

１　委託業務名　　第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託

２　委 託 場 所　　北上市相去町谷木ほか地内

３　委 託 期 間　　令和４年　　月　　日　から
　　　　　　　　　令和４年　　月　　日　まで

４　委　託　料　　金　　　　　　　　　　円
　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　　　　　　　　円）

５　契約保証金　　金　　　　　　　　　　円
　（注）契約保証金を免除する場合は「免除」と記載すること。

上記の委託業務において、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　　岩　手　県
　　　　契約担当者　岩手県企業局
　　　　　県南施設管理所長　　室　月　　敦　　　印

乙　　　住所
　　　　氏名
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

岩手県（以下「甲」という。）と　＿＿＿＿＿＿＿＿(以下「乙」という。）とは、第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、この契約に定めるもののほか、別添設計図書及び特記仕様書に従いこれを誠実に実施するものとする。

（工程表）

第２条　乙は、委託業務に係る工程表を作成し、この契約締結後７日以内に甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の規定による工程表の提出があったときは、速やかにこれを審査し、不適当と認めたときは、乙と協議するものとする。

（立会及び指示）

第３条　甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち会わせ、又は必要な事項を指示させることがある。

２　乙は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、甲の指示を受けるものとする。

（監督職員）

第４条　甲は、監督職員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

（主任技術者）

第５条　乙は、委託業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、この契約締結後７日以内に主任技術者通知書（様式第１号）により甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第７条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務内容の変更、中止等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更す

る必要があると認められるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2　甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（委託期間の延長）

第９条　乙は、天災等その責に帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して速やかに書面によりその理由を付して委託期間の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担等）

第10条　委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じた場合については、この限りではない。

（完了報告及び完了確認等）

第11条　乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書（様式第２号）を甲に提出しなければならない。

2　甲は、前項に規定する業務完了報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に完了を確認するための検査を行わなければならない。

3　乙は、前項の検査に適合しなかったときは、甲の指示に従い、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前２項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第 12 条　乙は、前条第２項の規定による検査に合格した場合は、請求書（様式第３号）を甲に提出するものとする。

2　甲は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

（部分払）

第13条　乙は、委託業務完了前に甲に対し、委託料の部分払を請求することができる。

2　乙は、前項の規定による部分払を請求しようとするときは、甲に申し出て当該請求に係る出来形部分の検査を受けなければならない。

3　甲は、前項の規定による申し出があったときは遅滞なく検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

4　甲は、第２項の規定による検査に合格した部分につき第１項の規定に基づいて乙から請求があったときは、その請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払うものとする。

５　第１項の規定に基づいて部分払いを請求できる額は委託業務の出来形部分に対する委託料相当額（以下「出来形検査委託金額」という。）の10分の９以内の額とし、その請求できる回数は委託料の金額に応じ、次の各号に掲げる回数を限度とする。

(1) 委託料が１，０００千円未満の場合　　　　　　　　　　１回

(2) 委託料が１，０００千円以上５，０００千円未満の場合　　２回

(3) 委託料が５，０００千円以上の場合　　　　　　　　　　３回

（履行の追完請求）

第14条　甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

２　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

３　前２項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（履行遅延における違約金等）

第15条　乙が、その責に帰すべき理由により委託期間（第９条の規定に基づく変更後の委託期間内を含む。以下同じ。）内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

２　前項の規定による違約金の額は、委託料の額から出来形委託金額を控除した額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

３　甲の責めに帰すべき理由により第12条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（甲の催告による解除権）

第16条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第３条若しくは第11条第３項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 契約の履行について不正の行為をしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第17条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の契約保証金）

第18条　第16条又は第17条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

２　前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。（注１）

注１　企業局契約規程により契約保証金を免除する場合は、第18条を次のように改める。

第18条　削除

（乙の催告による解除権）

第19条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第20条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第８条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の３分の１以下となるとき。

(2) 第８条第１項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の10分の５の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条　乙は、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。（注２）

注２　企業局契約規程により契約保証金を免除する場合は、第21の２を次のように改める。

第21条の２　削除

(契約解除の場合における契約金額の返還)

第22条　乙は、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合において、すでに契約金額の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、契約金額を返還するものとする。

２　乙は、前項の規定によりしなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に対する措置)

第23条　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(調査等)

第24条　甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは乙に報告を求めることができる。

(秘密の保持等)

第25条　乙（乙の代理人、使用人、その他の従業者を含む。）は、委託業務の実施にあたって知り得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

（補則）

第26条　この契約について、疑義を生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

岩手県企業局
　県南施設管理所長　　　様

住　所
受注者
氏　名

主 任 技 術 者 通 知 書

次のとおり主任技術者を定めたので、通知します。

委託業務名	第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託
委 託 場 所	北上市相去町谷木ほか地内
委　託　料	金　　　　　　　　　　　　　　円
契約年月日	令和　　　年　　　月　　　日
委 託 期 間	自　令和　　　年　　　月　　　日 至　令和　　　年　　　月　　　日
主任技術者	

（注）経歴書等を添付のこと。

様式第２号

令和　　年　　月　　日

岩手県企業局
　県南施設管理所長　　　様

住　所
受注者
氏　名

業　務　完　了　報　告　書

令和　　　年　　　月　　　日次の業務を完了したので、報告します。

委託業務名	第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託
委 託 場 所	北上市相去町谷木ほか地内
委　託　料	金　　　　　　　　　　　　　　　円
契約年月日	令和　　　年　　　月　　　日
委 託 期 間	自　令和　　　年　　　月　　　日 至　令和　　　年　　　月　　　日

様式第３号

令和　　年　　月　　日

岩手県企業局
県南施設管理所長　　様

住　所
受注者
氏　名

請　　　求　　　書

次のとおり請求します。

請 求 金 額	金　　　　　　　　円（　　　　金）
委託業務名	第二浄水場ほか浄水池清掃等業務委託
委 託 場 所	北上市相去町谷木ほか地内
委　託　料	金　　　　　　　　　　円

前回までの受領済額の内訳

第　１　回	円	第　３　回	円
第　２　回	円	計	円

振込先　銀行名

銀行　　　　店　　　　預金　口座番号

（注）　請求金額（　　　金）欄には、請求の別を部分払又は、精算払と表示すること。